

大阪市立福島区老人福祉センター

(愛称：「きらめきセンター」)

「老人福祉センター」は、地域の高齢者に対して、いきがいと健康づくりのため、各種講座・事業等を実施し、高齢者の健康の増進と教養の向上を図るとともに、レクリエーションの機会を提供する老人福祉施設です。

より親しみやすい施設となるよう、平成24年12月、利用者の皆様から、「愛称」を募集して、「きらめきセンター」と称しております。

《ご利用にあたって》

- ◆利用資格 大阪市立の老人福祉センターをご利用いただけるのは、大阪市内に在住の60才以上の方です。
- ◆利用証 大阪市内の老人福祉センターをご利用いただくためには、利用証が必要です。(来館時には利用証を提出してください。)
利用証を発行する登録手続きの際は、本人の住所、氏名、生年月日が確認できるもの(保険証、免許証など)をお持ちください。
(ご登録は、ご本人の居住地にある老人福祉センターとなります。)
- ◆利用料 無料(サークルの会費、講習会の教材費等の実費負担があります。)
- ◆利用時間 午前10時から午後5時まで
- ◆休館日 日曜・国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)
- ◆内 容 (1) 囲碁・将棋・テレビ・図書・給茶機などが常備されています。
(2) 講座・催し物など、毎月発行しています「きらめきセンターだより」をご覧ください。事前申込みが必要な講座・イベントもごございます。
- ◆注意事項 (1) 持参した物の「破損、紛失」等についての責任は負えません。
(2) 水分補給のための、飲み物をもってきてください。
(3) 当センター内での食事は原則禁止となっています。食べ物の持ち込みはお断りします。(ただし、行事、イベントなど当センター館長が認めた場合はこの限りではありません。)

- (4) 喫煙及びアルコールの持込・飲酒・酒気帯びは厳禁です。
- (5) 「利用登録証」に緊急連絡先を必ず記入し、必要事項があれば、その他の欄に特記してください。(他区で登録された方については、お伝えしたいことがあれば、登録した区へお問合せすることがありますのでご了承ください。)
- (6) 講座の進行の妨げ(記録・報告用写真撮影の妨げも含む)はご遠慮願います。
- (7) 当センター内の設備や備品を無断使用はご遠慮願います。
- (8) 自転車及び駐輪場利用時に当センターが案内している内容を順守していただきますようお願いします。
- (9) 利用時に起こった事故・病気については、応急の処置のみとなります。
- (10) 暴風警報等の発令時、地震・火災等の非常災害発生時、またその恐れがある場合は閉館とします。開館時に発生した場合は、状況に応じて帰宅していただきます。
- (11) 流行性の疾病等にかかっているときは利用できません。
- (12) 当センター入口に掲示しています「老人福祉センター利用心得」に違反するなど利用がふさわしくないと当センター館長が判断した場合は、ご利用をお断りすることがあります。

※上記内容に変更がある場合は、福島区社会福祉協議会ホームページ・館内掲示板等で周知します。
 ※登録の際に記入していただく個人情報は、緊急対応や本事業の目的以外には使用いたしません。

施設概要

所在地 大阪市福島区海老江6丁目1番14号
 電話番号 06-6453-2357
 FAX 06-6458-9111

構 造 鉄筋コンクリート造り4階建て建物の
 うち2階部分

設置主体 大阪市
 指定管理者 社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会
 大阪市福島区海老江6丁目2番22号
 電話番号 06-6454-6330

延床面積 500.41㎡


